

# 一般社団法人 日本内分泌学会

## 中国支部規約

### (総則)

- 第 1 条 本規約は一般社団法人日本内分泌学会(以下本学会と略する)定款ならびにその細則を尊重し、中国支部(以下本支部と略する)に関する規定とする。
- 第 2 条 本支部を一般社団法人日本内分泌学会中国支部と定める。
- 第 3 条 本支部の事務局を連絡会議の指定する場所に置く。

### (目的)

- 第 4 条 本支部は中国地方における日本内分泌学に関する学術研究および診療の発展ならびに日本内分泌学についての一般への啓発を行うことを大きな目的とする。

### (会員)

- 第 5 条 本支部は中国地方(岡山、広島、山口、島根、鳥取の 5 県と定める)に在住する日本内分泌学会会員および支部会員より構成される。本支部会員は日本内分泌学会会員であること。支部会員は本支部の目的に賛同し、所定の会費を納入した者で、その年度の学術集会での業績発表を行うことができる。
- 第 6 条 賛助会員は本支部の目的に賛同し規定の賛助会費を納入した個人又は団体である。

### (役員)

- 第 7 条 本支部に以下の役員をおく。
- |            |                 |
|------------|-----------------|
| 支部長        | 1 名             |
| 副支部長       | 1 名             |
| 監事         | 1 名             |
| 幹事         | 各県から 1 名ずつ以上    |
| コンサルタント委員長 | 1 名および副委員長各 1 名 |

### (役員を選任)

- 第 8 条 支部長、副支部長、監事、コンサルタント委員長および同副委員長は連絡会議において選出され、支部総会の承認を得るものとする。
- 第 9 条 第 7 条の役員・委員等は、日本内分泌学会会員とする。
- 第 10 条 幹事は各県 1 名を各県の支部会員から互選で選出するものとする。幹事は支部長を兼任しても構わない。
- 第 11 条 正当な理由や代理人の出席なく、引き続き 3 年以上にわたって連絡会議に出席しない者は、該当年の連絡会議終了時をもって任期満了とする。
- 第 12 条 事務局は支部長が責任者を兼ねるものとし、事務補佐を置くことができる。

### (役員職務)

- 第 13 条 支部長は本支部の業務を総括し、支部を代表する。また、日本内分泌学会の理事会にオブザーバーとして出席すると共に、同学会の連結決算及び予算作成作業に協力する。理事会に出席できない場合は、支部長を補佐し支部運営に携わる支部役員が代理で出席をすることが望ましい。代理出席者は日本内分泌学会会員で原則として評議員とする。
- 第 14 条 副支部長は支部長を補佐する。
- 第 15 条 支部役員は支部の業務を分担する。
- 第 16 条 コンサルタント委員長または副委員長は、日本内分泌学会事務局、会員、あるいは一般市民からの医療上の問い合わせに対応する。
- 第 17 条 幹事は各県の連絡会議委員で構成され、各年度の学術集会等の重要な事項を検討するものとする。

(役員任期)

- 第 18 条 支部長の任期は 2 年とし、再任は妨げない。
- 第 19 条 第 7 条の役員・委員等の任期も 1 期 2 年とし、再任は妨げない。
- 第 20 条 支部役員は、原則として満 65 歳の誕生日を迎えた年度末をもって任期を満了とする。後任の補充については連絡会議で検討する。

(連絡会議)

- 第 21 条 連絡会議は支部長、副支部長、幹事およびコンサルタント委員長から構成され、支部長が召集する。

(支部総会)

- 第 22 条 支部総会は学術集会時に開催する。支部総会の議長は学術集会長が兼ねる。支部総会は連絡会議の審議事項を議決する。

(支部会費の徴収)

- 第 23 条 本支部会費は個人会員、賛助会員に分けて事務局が徴収するものとする。会費は別途規定する。
- 第 24 条 本支部会費は連絡会議で定め、支部総会の承認を得るものとする。

(学術集会)

- 第 25 条 本支部の学術集会は年 1 回の開催とする。
- 第 26 条 学術集会の会長の選出は、連絡会議で互選する。
- 第 27 条 会長は日本内分泌学会員とし、学術集会を運営する。
- 第 28 条 学術集会の会期は 1 日または 2 日とする。
- 第 29 条 プログラムに関し、JES We Can 委員から提案がある場合は、これを尊重する。
- 第 30 条 開催日は、日本内分泌学会の連結決算作業に影響を及ぼすことのないように、年度末月(1 月および 12 月)を避ける。
- 第 31 条 学術集会の教育講演、特別講演、会場、会費、懇親会の有無などは原則的には主催する会長に一任する。
- 第 32 条 学術集会に発表するものは本支部会員である事が望ましい。
- 第 33 条 収支予算書は開催前年度の 9 月末までに支部事務局経由で本部に提出する。予算には法人事業税および消費税の概算額を予定しておくものとする。
- 第 34 条 収支報告書は集会開催後、2 ヶ月以内に支部事務局経由で本部に提出する。
- 第 35 条 収支予算書提出期限との関係から、会長を次々年度分まで支部総会において選出する。

(会計)

- 第 36 条 本支部の運営には以下の資金をあてる。
1. 会費
  2. 学会本部からの補助金
  3. 寄付金
  4. その他の収入
- 第 37 条 年度会計は監事の監査を経て、連絡会議および支部総会時に諮り、承認を得るものとする。
- 第 38 条 会計年度は毎年 2 月 1 日に始まり、翌年 1 月 31 日に終了とする。

附則 本支部規約は、平成 25 年 3 月 3 日より施行する。

平成 27 年 8 月 29 日に改訂承認を受け、平成 27 年 9 月 1 日より施行する。

令和元年 9 月 7 日に改訂承認を受け、令和元年 9 月 7 日より施行する。

令和 2 年 8 月 31 日に改定承認を受け、令和 2 年 8 月 31 日より施行する。